

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

協力会社・パートナー企業との協業を通じて、業務改善や新サービスの創出を目指し、オープンイノベーションの推進に取り組みます。

b. IT 実装支援

当社は、協力会社・パートナー企業との連携を通じて、IT人材の育成支援やサイバーセキュリティ対策の助言を行い、IT基盤の強化を支援します。また、業務効率化に向けたシステム導入支援も積極的に行います。

c. 専門人材マッチング

協力会社・パートナー企業との連携を通じて、IT分野における専門人材のマッチングを支援し、各社のプロジェクトに最適な人材を配置できるよう取り組みます。

d. グリーン化の取組

エネルギー効率の高いシステム設計を推進するとともに、協力会社・パートナー企業に対しても環境負荷低減に向けた支援を行い、持続可能なITサービスの提供を目指します。

e. 健康経営に関する取組

社員の健康増進を目的としたウェルネスプログラムの推進に加え、協力会社・パートナー企業との間で健康経営に関するノウハウやベストプラクティスの共有を行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、直接の取引先だけでなく、協力会社・パートナー企業の更に先まで価格転嫁が適切に行われるよう、取引条件の透明化と情報共有を積極的に進めます。

また、関わるすべての企業が「win-win」の関係を築けるよう、取引先満足度の把握や、成果の共有（例：コスト削減や品質向上の成果）を通じた信頼関係の強化に努めます。

さらに、パートナーシップ構築宣言の趣旨を社内外に広く周知し、業界全体での共存共栄の実現を目指します。

2025年9月4日

株式会社シスラボ

企 業 名

代表取締役 佐藤 悠一郎

役職・氏名（代表権を有する者）